

Fly High サッカースクール規約

第 1 条(名称)

本スクールは、FlyHigh サッカースクール(以下、本スクール)と称する。

第 2 条(所在)

本スクールは、合同会社Fly Highが運営し、新井健二を代表とする。

第 3 条(目的)

本スクールは、元プロサッカー選手による指導を通じ、サッカーをはじめ運動全般の能力向上 と共に、自立心、フェアプレー精神、他者を尊重する謙虚な心の涵養を目指し、心身の健全な 育成を図り、世界で通用するグローバルな視野を持った人間を育てることを目的とする。

第 4 条(入会資格)

本スクールへ入会できる者は、本規約に賛同し諸規則を遵守することを承諾した者で、適した 健康状態であり、本スクールが入会に適すると認めた者(以下スクール生という)とする。

第 5 条(入会手続き)

本スクールへの入会を希望する者は、保護者の同意を得て、所定の入会申込及び預金口座 振替依頼に必要事項を記入の上、登録するものとする。

第 6 条(活動期間・カテゴリ)

本スクールの活動期間は、毎年 4 月から翌年 3 月末までの 1 年間でいい、
幼児クラス(小学生未満)、低学年クラス(小学校 1～3 年生)、高学年クラス(小学校 4～6 年生) 及び中学生クラスのカテゴリで構成されるものとする。

第 7 条(入会金、年会費、月謝等)

1. 本スクールに入会する者は、年度・月の途中入会であっても所定の会費を期日までに支払 うものとする。
2. 一度支払った各費用は、返還しないものとする。

第 8 条(会費の支払い方法)

1. 本規約に基づく各会費は、毎月 27 日(27 日が銀行休業日の場合は翌営業日)に口座引落で 支払うものとする。
2. スクール生は、前項に定める方法により支払うことができなかった場合、現金による 回収に応じるものとする。

第 9 条(遵守事項)

スクール生は、次の事項を遵守しなければならない

1. 本規約及び本スクールの諸規則を遵守すること。
2. 本スクールの指導方針及び各コーチの指示に従うこと。

第 10 条(保険)

1. スクール生は、入会と同時にスポーツ安全保険に加入するものとする。
2. 前項の保険加入手続きは本スクールが行い、保険料は本スクールが負担するものとする。
3. 傷害事故の補償は加入する保険会社の約款通りとする。

第 11 条(負傷時の処置・責任)

1. スクール生は、練習又は試合で負傷した場合、本スクールが応急処置を行うものとし、直ちに本スクールに対して事故の報告を行うものとする。
2. 前項の応急処置後の治療、入院、通院等の療養に関しては、スクール生の過程の責任と費用をもって行うこととし、本スクールは一切の責任を負わないものとする。

第 12 条(スクールの中止・閉鎖)

荒天・天変地異・社会情勢の変化・その他通常のスクール運営の継続が不可能と判断した場合、本スクールを中止又は閉鎖する場合がある。

1. 荒天による中止又は順延の場合、振替日を後日事務局又はコーチより対象のスクール生に連絡するものとする。
2. 本スクールが延期、中止又は閉鎖された場合、スクール生は損害賠償の請求等一切の異議を申し立てないものとする。

第 13 条(休会)

1. 病気や怪我等やむを得ない事情により 1 ヶ月以上スクールを欠席する場合は休会することができる。
2. 休会期間中の月謝は無料とする。
3. 休会を希望するスクール生は、2週間前までに休会届を提出するものとする。

第 14 条(復会)1. 休会中のスクール生は、所定の復会届を提出することにより復会することができる。2. 復会を希望するスクール生が、前項に定める届出を行い、本スクールが当該申し出を承認することにより、復会の手続きが完了するものとする。

3. 復会したスクール生は、復会希望月から再び年会費及び月謝を支払うものとする。

第 15 条(退会)

1. 退会を希望するスクール生は、退会する月の前月末日までに退会届を提出するものとする。2. スクール生は、前項に定める日までに退会届を提出しなかった場合、翌月の月謝を支払うものとする。
3. 無断退会においては、返金対応には応じないものとする。

第 16 条(除名)

本規約に違反する行為等、スクール生としてふさわしくないと認めた者に対し、本スクールは当該者を除名するものとする。

第 17 条(肖像権等)

本スクールの活動風景を撮影した写真、録音又は録画をホームページ、パンフレットその他メディアにおいて利用することを許諾するものとし、肖像権の主張等一切の異議を申し立てないものとする。

第 18 条(個人情報の取扱い)

個人情報は、当スクールの活動目的以外には使用しないものとする。

第 19 条(免責)

本スクール指導者の管理外又はスクール開催施設内の盗難、傷害その他の事故について責任を負わないものとし、本スクールは損害賠償の請求等一切の異議を申し立てないものとする。

第 20 条(発効)

本規約は平成 25 年 10 月 2 日より発効するものとする。

本規約は令和 4 年 12 月 1 日に改正

第 21 条(付則)

当スクールは、必要に応じ本規約を改正することができるものとし、本規約に定めのない事項 は細則を定めることができるものとする。

本スクールが、本規約の変更等についてスクール生に通知を行った場合、スクール生は本規約 の変更等を承認したものとみなす。